

2002/11/06

【報道各位】

エア・ドゥ債権者集会について

北海道国際航空株式会社
代表取締役社長 石子 彭培

当社（本社：北海道札幌市、社長：石子彭培）は、平成14年6月25日、東京地方裁判所に再生手続開始申立てを行い（平成14年（再）第176号再生手続開始申立事件）、同年9月17日に再生計画案を提出いたしました。本日午前10時、東京地方裁判所にて債権者集会が開催され、当社の再生計画案は、再生債権者全員の賛成を得て承認・可決されました。これを受け、直ちに、東京地方裁判所より、再生計画認可の決定がなされましたので、ご報告させていただきます。

6月25日に再生手続開始の申立てを行って以降、日頃ご愛顧を頂いているお客様、債権者の皆様、株主の皆様をはじめとする関係各方面の皆様方には大変なご心配・ご迷惑をおかけ致しましたことにつき深くお詫び申し上げますとともに、当社の民事再生手続にご支援ご協力を賜りましたことに、心よりお礼申し上げます。

今後、当社は、再生計画に従い、「北海道の翼」としての高い独自性を維持しながら、全日本空輸株式会社（本社：東京都大田区、社長：大橋洋治氏）との幅広い提携を通して、新生 Air Doとしての再建を図り、地域経済への貢献を果たす所存でございます。

今後とも、皆様の格段のご理解・ご協力を賜りたく、ご支援の程何卒よろしくお願い申し上げます。

以上